第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)策定委員会設置規程

## (設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づく第 三次北本市障害者福祉計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、広 く市民や関係者の意見を求め、障害者のニーズに即した総合的な計画とする ため、第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)策定委員会(以下「委 員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。
  - (1) 計画の策定に関すること。
  - (2) 計画の策定に関する連絡調整、調査研究に関すること。
  - (3) その他計画の策定に関し、必要と認められる事項に関すること。

#### (組織)

- 第3条 委員会は、委員14名以内で組織する。
  - 2 委員は、次の各号に掲げるものについて、市長が委嘱又は任命する。
  - (1) 地域及び福祉関係団体の関係者
  - (2) 医療関係者
  - (3) 学識経験者
  - (4) 公募の市民
  - (5) 市職員

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
  - 2 委員長は、会務を総理する。
  - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長 となる。
  - 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
  - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 4 会議は、必要あると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

# (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に必要な事項は市長が別に定める。

# 附則

この規程は、令和3年5月1日から施行する。